

○安藤委員 自民党の安藤裕でございます。本日は、質問の機会をいただきましてありがとうございます。

今国会、法務委員会で質問をさせていただくのは初めてでございます。岩城大臣、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、早速質問に入らせていただきたいと思います。

今回の民法の改正案ですけれども、平成 27 年の 12 月に最高裁から違憲判決が出たということを受けて提出されたものと承知をしております。

裁判所に判断をされましたように、現行法のまま再婚禁止期間を 6 カ月ということにしておきますと必要以上に再婚禁止期間が長過ぎるという部分は、私自身も理解ができますし、再婚禁止期間を 100 日に短縮するという本法案は、一日も早く成立をさせるべきであると考えております。

しかし、その一方で、この裁判において裁判官の意見の中にもありましたように、再婚禁止期間を設けること自体が必要ない、あるいは違憲であるというようなことも言われているところでございます。

そのような意見もある中で、引き続きこの再婚禁止期間を規定し続ける意義、その必要性について、まず岩城大臣からお答えをいただきたいと思います。

○岩城国務大臣 お答えいたします。

民法が女性について再婚禁止期間を設けている趣旨は、嫡出推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあるものと理解をしております。

仮に再婚禁止期間そのものを廃止した場合には、嫡出推定が重複した場合に子の父をどのように定めるかが問題となりますが、例えば DNA 鑑定によりまして法律上の父子関係を確定するという制度を採用いたしますと、法律上の父子関係が子の出生時に確定せず、子の福祉に反する事態が生じ得るものとなります。DNA 鑑定の信用性が高まっている現在におきましても、鑑定をしない限り父子関係が確定しない事態が生じ得るのは問題でありまして、再婚禁止期間により嫡出推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことによって子の利益を図る必要性は大きいものと考えております。

平成 27 年 12 月の最高裁判決におきましても、再婚禁止期間を設けること自体については、子の利益を図る観点から合理性があるとの判断が示されております。もっとも、最高裁判決では、現行の再婚禁止期間のうち 100 日を超える部分は嫡出推定の重複を回避するために必要であるとは言えず、憲法第 14 条第 1 項及び第 24 条第 2 項に違反するとの判断がなされましたため、今回提出した法案では、再婚禁止期間を 6 カ月から 100 日に短縮することとしております。

○安藤委員 ありがとうございます。

子供の嫡出推定をきちんとすることによって子の利益を守ることによってこの規定を引き続き置くということと理解をいたしました。

それで、次に、733 条においては、前婚の解消もしくは取り消しのときに懐胎していなかった場合には再婚禁止期間の規定を適用しない、つまり再婚できる旨の規定が置かれております。

女性が懐胎していなければ、当然に再婚を禁止する理由はないということになるので、この規定が置

かれることはよくわかります。しかし、懐胎していなかったことを証明するのはどのような方法によるのか、この法律を実際に運用するに当たって、戸籍の実務において混乱が生じないような措置をどのようにとる予定でおられるのか、そのあたりについてお答えをお願いしたいと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

今御指摘ありました改正後の民法第 733 条第 2 項に該当するか否かについては、日本医師会、それから公益社団法人日本産婦人科医会、公益社団法人日本産科婦人科学会などと協議いたしまして、民事局長通達によって定める一定の様式による医師の証明書に基づいて判断することを予定しております。

婚姻届につきましては、市区町村の戸籍窓口で受理することになるわけですが、戸籍窓口は、戸籍の届け出について、いわゆる形式的審査と申しますか、書面審査をするということになりますので、さまざまな様式での証明書、診断書が提出されましても、その記載内容について審査することが困難でございます。このように、届け出の受理の判断に混乱が生じ、時間がかかることになると、婚姻届け出をしようとしております国民の皆様にも不利益が生ずることになりかねません。

また、証明書を作成する医師の側にとりましても、一定の様式を用いることで、混乱なく診察していただき、証明書を発行してもらえという利点がございます。

したがって、戸籍窓口で混乱なく受理の判断ができるよう、先ほど申し上げましたように、一定の様式を定めることとしたものでございます。

○安藤委員 ありがとうございます。

しっかりと周知徹底していただきまして、戸籍の窓口の方で混乱がないように配慮していただきたいと思っております。

それで、次に、746 条についてお尋ねをしたいと思います。

条文では、再婚禁止期間の規定に違反した婚姻については、前婚の解消もしくは取り消しの日から起算して 100 日を経過したときはその取り消しを請求することができないものとする規定しております。

それで、仮定の話でちょっと質問したいと思うんです。

例えば、離婚後 70 日目に再婚してしまった、70 日目に再婚の届け出を出してしまったとします。そうすると、本来であれば、これは 100 日以内なので受理されないはずですけども、これが何らかの事情で過って受理されてしまった。そのときのことをこの 746 条では規定していると思います。

もし、70 日目に再婚して、その再婚の日から 210 日目に女性が出産したとします。そうすると、婚姻の取り消しができる期間は既に経過しているので、まず、婚姻の取り消しはできません。それから、生まれてきた子供の父親は、離婚の日から数えると 280 日になるので、離婚の日から 300 日以内に生まれたということになりますから、前の夫の子供であるということが推定されるということになります。あわせて、婚姻の日から 200 日が経過して生まれているので、後で結婚した、再婚後の夫の子供であるというふうにも推定されるということで、嫡出推定で父親が重複するということが想定されると思います。

そのようなときに、この生まれてきた子供の父親はどのように定めることになるのか、そのことについてお答えいただきたいと思っております。

○小川政府参考人 お答えいたします。

再婚禁止期間の規定に違反した婚姻の届け出が仮にされて、婚姻窓口においてこれを過ぎて受理してしまったという場合には、その婚姻は、先ほど御指摘ありましたように、取り消すことができることとされております。

もともと、婚姻を取り消したといたしましても、その効力自体は将来に向かってのみ及び、遡及しないとされておりますことから、出生した子につきましては、嫡出推定の重複が生じた場合にはこれを解消することはできず、子の父が当然には定まらないという事態になります。

このような場合が生ずることを想定して、民法は、父を定めることを目的とする訴え、これは民法 773 条に規定されておりますが、こういった制度を用意しておりまして、この手続で、裁判手続の中で子の父が定められることとなります。

○安藤委員 ありがとうございます。

そうすると、ちょっと今のでもう 1 つ追加で質問したいと思っておりますけれども、先ほどの大臣の冒頭の答弁だと、再婚禁止期間というものは、子の利益を守るために置いておかなきゃいけないということですが、今の話だと、結局、嫡出推定の重複する場合がありますとということになってくるんですけれども、それはそれでいいとお考えなのかどうか、そのあたりについてももう少し答弁をお願いしたいと思います。

○小川政府参考人 お答えいたします。

原則としては、嫡出推定の重複が生じることによって法律関係が混乱しないように、その重複を回避するというところで再婚禁止期間を定めております。

ただ、先ほど申し上げましたように、再婚禁止期間の規定に違反した婚姻の届け出がされて、仮に戸籍の窓口でそういったものを受理してしまった場合は、嫡出推定の重複が結果的に生じてしまいますので、いわば念のために、そういった場合も想定して規定を置いているというのが民法の趣旨でございます。

○安藤委員 ありがとうございます。

ぜひとも重複がないように、戸籍の実務の方でも、100 日以内の届け出がされたときにはしっかりとねられるような、そこのところもしっかりとさせていただきたいと思っております。

それから、今回の規定とは少し外れるとは思いますが、いわゆる嫡出推定の規定が存在するために、民法の規定を適用して推定された男性と、実際に血のつながりの面から見た父親が異なるということは、現実には起きるわけですね。そして、民法の規定を適用して父親と推定される男性が戸籍上の父親として記載されることを避けるために子供の出生届を出さない、いわゆる無戸籍の子供の問題も、最近はいろいろなところから指摘されているところです。

今回の民法の改正によってこの無戸籍の問題の解決にはつながらないとは思いますが、法務省としては、この無戸籍の子供の問題についてはどのように認識をして、これからどのように取り組みをなさっていくおつもりか、その点についてお答えをお願いいたします。

○小川政府参考人 まず、実情でございますが、法務省では、全国の市区町村を通じまして、無戸籍の方の存在に関する情報を集約するという取り組みを行っておりまして、無戸籍となった理由がわかる場合

には、それについても報告を求めています。

その結果を見ますと、民法第 772 条により嫡出推定が及ぶ場合に、戸籍上、夫または前夫の子とされるのを避けることを理由として出生届を提出しない者が多いということでございます。

他方、今回の改正は、再婚禁止期間に関する最高裁判所の違憲判決を踏まえ、違憲状態を早期に解消することを目的とするものでございまして、この機会にあわせて嫡出推定制度を見直すことは考えておりません。したがって、今回の改正によっても、先ほど御指摘ございましたように、いわゆる無戸籍者の問題が根本的に解決することにはならないところでございます。

ただ、無戸籍者の方の問題につきましても、これまでも、法務省といたしまして、その解消に向けていろいろ取り組みをしてまいりました。まず、先ほど申し上げましたように、情報を集約していくということ、それから、個人の実情に応じて、丁寧な手続の案内、手続の案内と申しますのは、戸籍を有するようになるためにどういう手続をとった方がいいのかということについて、それぞれの事情に応じて手続の案内をいたします。それから、関係府省を構成員といたします無戸籍者ゼロタスクフォースの設置などをいたしまして、連携を図り、認識の共有を図っております。

こういったことで、今後とも引き続き、無戸籍の方の実態についてきめ細やかに把握するように努めますとともに、全国各地の法務局において相談を受け付け、一日でも早く戸籍をつくるために、一人ひとりの実情に応じて懇切丁寧に手続案内を行うなど、無戸籍状態の解消に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○安藤委員 ありがとうございます。

無戸籍状態の子供は本当にかわいそうな状況にあると思いますし、やはり戸籍を求められるという場面は、いろいろところで社会的な存在を認知していただくという面でも大事なことだと思います。そして何よりも、やはり親御さんも、子供を無戸籍の状態でおいておくというのは、本当に忍びない気持ちでおられるんだろうと思います。今、DVの問題等もいろいろあり、子供の届け出ができないという親御さんもかなりの数おられると思いますので、ぜひとも、この無戸籍の状態が1人でも少なくなるような、そういった手段はこれからも法務省の方でも考えていただきたいというふうに思っております。

そして、今回の法案とは少し関係がないですけれども、この12月の判決が出た同じ日に、夫婦別氏の話も判決が出たところでございます。もちろん、今回は、これについては審議をされるというものではありませんし、今回の法案とは趣旨が異なりますのできょうは質問はいたしませんけれども、この夫婦別氏の問題も、やはり私たちは、あの判決の中でも裁判官が指摘していたとおり、国会において議論をしていかなきゃいけないということはそのとおりであろうと思います。

しかし、私は、家族の問題、そして民法の改正された経緯というものを考えていきますと、昭和22年に民法が改正されたきっかけは、私たち日本の国が戦争で負けて、そして大日本帝国憲法から日本国憲法に憲法が変わったということがやはり一番大きなきっかけでございました。そして、そのときに、日本国憲法の中で、自由であるとか平等であるとか、あるいは基本的人権の尊重であるとか、そういったことが規定され、そしてこれが旧の民法にはそぐわないということで、家族法の部分も大幅な改正がされたわけでございます。

しかし、やはり憲法の問題は、日本の国の、私たちの先人たちがどのような思いでこの国をつくってきたのか、そして、さまざまな先人たちのいろいろな工夫の中で当時の日本の制度は成り立ってきた

と思っております。これが、日本国憲法の制定によって、この憲法の趣旨に合わないから家族法の部分が変わえられた。

私たちは、民法の家族法の規定を考えるときには、長い長い日本の歴史を考えた上で家族の規定というものは考えていかななくてははいけないと思いますし、今の自由と平等、それから基本的人権の尊重、あるいは法の支配、こういったものは、それぞれ大事な概念であるとは思いますがけれども、しかし、その上にさらにもっと大事にしないといけない概念があるのではないかと。そういった概念のこともしっかりと考えながら、やはり私たちは、2000年の長い歴史のあるこの国の先人たちのいろいろな思いを受けとめながら今この現代に生きているんだということを重く受けとめて、これからの国会の議論に臨んでいかななくてははいけないと思っております。

今国会ではこの夫婦別氏の話は議論になることはありませんでしたけれども、裁判所の要請によるように、やはりどこかでこの議論はしなきゃいけないと思いますし、その折には、やはり私たちは、今の、現代の価値観のみによるのではなくて、先人たちがどのような思いでかつての日本の制度をつくっていたのか、そしてそれが本当に日本人の幸せに貢献していたのか、あるいはそうではなかったのか、そういったことも検証しながら、この家族法の部分についてはまた皆様と議論をしていきたいと思っております。

少し早いですけれども、終わります。ありがとうございました。